

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組(大項目)	ア	働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討
	④具体的な取組(小項目)	—	
	⑤具体的な取組(内容)		① ・社会保障制度について、平成28年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第3号被保険者を縮小していく方向で検討を進める。 ・いわゆる配偶者手当については、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、官の見直しの検討と併せて、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、そのための環境を整備する。
(2)	主な施策の取組状況		・平成28年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とする被用者保険の適用拡大に加え、平成29年4月から、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いた。 ・民間企業における配偶者手当については、税制や社会保障制度等の動きも踏まえ、平成30年1月に改訂されたモデル就業規則も活用しながら「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促している。
(3)	取組結果に対する評価		・被用者保険の適用拡大には、被用者にふさわしい保障の実現、働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築に資する等の意義があるところ、平成28年10月の適用拡大施行以降、約44万人(令和元年4月末時点)の短時間労働者が被用者保険の被保険者となっており、適用拡大が着実に進展していると評価できる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・更なる被用者保険の適用拡大については、関連分野の有識者や労働者・使用者団体からなる懇談会(働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会)の議論の成果も踏まえつつ、具体的な制度改正の内容について、関係審議会等において検討を行い、必要な措置を講ずる。 ・民間企業における配偶者手当については、引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	ア	働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう、下記のとおり具体化・検討を進め、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う。 ・ 税制における個人所得課税の諸控除の在り方について、平成27年11月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理等を踏まえ、国民的議論を進めつつ見直しを行う。 ・ 社会保障制度について、平成28年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第3号被保険者を縮小していく方向で検討を進める。 ・ いわゆる配偶者手当については、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、官の見直しの検討と併せて、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、そのための環境を整備する。
(2)	主な施策の取組状況		・ 国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成28年11月に一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が改正され、平成29年4月から、段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなどの見直しが行われている。
(3)	取組結果に対する評価		—
(4)	今後の方向性、検討課題等		—
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	ア	働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう、下記のとおり具体化・検討を進め、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う。 ・ 税制における個人所得課税の諸控除の在り方について、平成27年11月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理等を踏まえ、国民的議論を進めつつ見直しを行う。 ・ 社会保障制度について、平成28年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第3号被保険者を縮小していく方向で検討を進める。 ・ いわゆる配偶者手当については、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、官の見直しの検討と併せて、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、そのための環境を整備する。
(2)	主な施策の取組状況		・ 税制については、平成29年度税制改正において、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しを行い、平成30年分の所得税から適用されている。
(3)	取組結果に対する評価		・ 税制における上記の配偶者控除見直しは、社会保障における取組みや配偶者手当の見直しと相まって、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる環境づくりに寄与しているものと考えている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	ア	働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、婚姻前の旧姓の通称としての使用の拡大に取り組む。
(2)	主な施策の取組状況		行政部門においては、国家公務員の旧姓使用を対外的な法律行為にも可能とするとともに、地方公共団体に働きかけを行った。 民間部門においては、企業における旧姓使用の状況に関する調査を行い、その結果を踏まえ、経済団体等への働きかけを行った。 住民票やマイナンバーカード等については、希望する者に係る住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記を可能とするよう、関係法令の改正等を行い、2019年11月5日から施行。 旅券については、現在、旧姓の別名併記についてその必要性を個別に判断して認めているが、今後は、疎明資料を簡素化する方向で検討するとともに、旅券所持人の円滑な渡航に支障が生じることがないように、旧姓を含む別名の記載方法について改めるよう検討している。 各種国家資格・免許等（保育士、介護福祉士、幼稚園教諭、保険募集人）への旧姓使用の拡大を検討している。 銀行口座等については、全国銀行協会等の関係団体に対し内閣府から銀行口座等における旧姓使用の拡大に係る協力の要請文書を2017年7月に発出した。
(3)	取組結果に対する評価		行政部門、民間部門等における旧姓使用の拡大を図ることで、女性活躍の視点に立った基盤整備に寄与した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		旧姓使用の更なる拡大を推進する。当該推進に当たっては、改めて旧姓使用に関して現在支障となっている課題等を抽出し、当該課題の解決に向けた検討等を進めることが必要。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		平成28年度 男女共同参画局委託調査「旧姓使用の実態に関する調査報告書」 （調査票を回収した4,695社のうち） ・「旧姓使用を認めている」 45.7% ・「条件付き旧姓使用を認めている」 3.5%

(6)	参考データ、関連 政策評価等	平成28年度 男女共同参画局委託調査「旧姓使用の実態に関する調査報告書」 (調査票を回収した4,695社のうち) ・「旧姓使用を認めている」 45.7% ・「条件付き旧姓使用を認めている」 3.5%
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	ア	働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の見直し等の民法(明治29年法律第89号)改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める。
(2)	主な施策の取組状況		平成30年6月13日に、女性の婚姻開始年齢(婚姻適齢)を16歳から18歳に引き上げる、男女の婚姻開始年齢を統一すること等を内容とする民法の一部を改正する法律を成立させ(令和4年4月1日に施行予定)。 また、女性の再婚禁止期間について、改正前の民法第733条第1項はその期間を6か月としていたが、平成27年12月16日の最高裁判決において、100日を超える部分について憲法に違反するとの判断がされた。これを受けて、平成28年6月1日、「民法の一部を改正する法律」が成立し、その期間を100日に短縮する等の改正がされ、同月7日に施行された。
(3)	取組結果に対する評価		平成30年6月13日に民法の一部を改正する法律が成立したことにより、男女の婚姻開始年齢の統一が実現された。 また、平成28年6月1日に民法の一部を改正する法律が成立したことにより、女性の再婚禁止期間は、6か月から100日間に短縮された。
(4)	今後の方向性、検討課題等		男女の婚姻開始年齢を統一すること等を内容とする民法の一部を改正する法律について、国民に対し幅広く周知していく予定である。 選択的夫婦別氏制度の導入については、平成27年12月16日の最高裁判決において、国会で論ぜられ、判断されるべき事項であると指摘された。この問題は、我が国の家族の在り方に深く関わる事柄であり、平成29年の世論調査の結果を見てもいまだ国民の意見が分かれている状況にある。法務省としては、国民各層の意見を幅広く聞くとともに、国会における議論の動向を注視しながら、引き続き慎重に対応を検討していく予定である。 女性の再婚禁止期間については、上記最高裁判決においても、父性の推定(嫡出推定)の重複を避けるために、100日間の再婚禁止期間を設けることには合理性が認められると判断されている。なお、嫡出推定制度については、現在、法制審議会において、無戸籍者問題を解消する観点から、その見直しの検討がされている。再婚禁止に係る制度は、家族の在り方に関わり、国民の間にも様々な意見があるところであるが、法制審議会における議論の状況等も踏まえ、その在り方について引き続き検討していく予定である。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	ア	働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。
(2)	主な施策の取組状況		男女共同参画社会基本法第18条及び第四次男女共同参画基本計画に基づき、毎年度、男女共同参画関係施策実施状況調査を実施している。平成28年度は「旧姓使用の状況に関する調査」、平成29年度は「男女の健康意識に関する調査」、平成30年度は「多様な選択を可能にする学びに関する調査」を実施した。令和元年度は「家事等と仕事のバランスに関する調査」を実施する予定である。
(3)	取組結果に対する評価		調査結果については、内閣府HPにて公表するとともに男女共同参画白書の基礎資料として活用すること等により、広く男女共同参画社会の形成の促進に寄与した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後とも男女共同参画白書の基礎資料として活用できるよう、また基本計画の策定に資するよう実態把握、情報収集を目的として調査を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なものを含めた保育の需要を把握し、それに対応した必要な保育の受入れ枠を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・ 子ども・子育て関連3法(※)(平成24年8月成立)に基づく子ども・子育て支援新制度を着実に推進し、小規模保育や家庭的保育等への新たな給付や、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を着実に図る。 ・ 幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減等を図る。
(2)	主な施策の取組状況		○ 子ども・子育て支援新制度においては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進している。 ○ 具体的には、新制度の実施主体である市町村が、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じて ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」) ・ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」) を計画的に実施している。 ○ 段階的に進めてきた無償化の取組を一気に加速し、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、本年10月から、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化している。
(3)	取組結果に対する評価		○ 平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行以来、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、財源を確保しつつ、子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上を進めてきた。 段階的に進めてきた無償化の取組を一気に加速し、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、○ 本年10月から、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		○ 子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。 ○ 本年10月からの幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		(厚労省から)

(6)	参考データ、関連 政策評価等	(厚労省から)
-----	-------------------	---------

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なものを含めた保育の需要を把握し、それに対応した必要な保育の受入れ枠を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・ 子ども・子育て関連3法(※)(平成24年8月成立)に基づく子ども・子育て支援新制度を着実に推進し、小規模保育や家庭的保育等への新たな給付や、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を着実に図る。 ※ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号) ・ 小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、子育て支援員の活用等を推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図り、待機児童の解消を目指す。 ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。 ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。 ・ 幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減等を図る。
(2)	主な施策の取組状況		幼稚園の預かり保育については、第4次男女共同参画基本計画策定以降、一時預かり事業幼稚園型Ⅰの単価増と加算の充実を行うとともに、平成30年度には、幼稚園において保育を必要とする2歳児を受入れる一時預かり事業幼稚園型Ⅱを創設しました。また、私学助成の預かり保育推進事業についても支援の充実を行ってきたところです。
(3)	取組結果に対する評価		幼稚園の預かり保育の充実により、幼稚園における保育を必要とする子どもの受入れが進み、待機児童の抑制に寄与した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き幼稚園の預かり保育の充実に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		特になし

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備 ① 子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なものを含めた保育の需要を把握し、それに対応した必要な保育の受入れ枠を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・ 子ども・子育て関連3法(※)(平成24年8月成立)に基づく子ども・子育て支援新制度を着実に推進し、小規模保育や家庭的保育等への新たな給付や、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を着実に図る。 ※ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号) ・ 小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、子育て支援員の活用等を推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図り、待機児童の解消を目指す。 ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。 ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。 ・ 幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減等を図る。
(2)	主な施策の取組状況		平成27年度に子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)が施行され、従来は予算事業として実施していたものを、法定事業とした。 ○延長保育 実績値(2017年度):106万人 ○夜間保育(延長保育の内数) 実績値(2017年度):106万人 ○病児保育 実績値(2017年度):病児対応型:延べ58万人、病後児対応型:延べ8.4万人 ○一時預かり事業(幼稚園型を除く) 実績値(2017年度):延べ495万人
(3)	取組結果に対する評価		いずれの事業においても、実施主体である市町村が地域のニーズを適切に把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく取組みを着実に遂行していると考ええる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		子ども・子育て支援新制度では、地域のニーズに応じた多様な保育等の充実を図ることとしており、これらの事業については、市町村が実施主体となり、令和2年度から5か年の第2次事業計画を策定して、計画的に整備を進めていく予定。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連 政策評価等	<少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)> ○延長保育 目標値(2019年度末):101万人 ○病児保育 目標値(2019年度末):延べ150万人 ○一時預かり事業(幼稚園型を除く) 目標値(2019年度末):延べ1,134万人
-----	-------------------	---

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なものを含めた保育の需要を把握し、それに対応した必要な保育の受入れ枠を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		「待機児童解消加速化プラン」による市区町村と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を合わせると、2013年から2017年度末までの5年間の合計は約53.5万人分となった。 一方、女性就業率は年々上昇し、それに伴い、保育の利用申込者数も急激に増加していることから、2017(平成29)年6月に「子育て安心プラン」を策定し、2020(令和2)年度末までに約32万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童を解消することとしている。
(3)	取組結果に対する評価		「待機児童解消加速化プラン」による市区町村と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を合わせると、2013年から2017年度末までの5年間の合計は約53.5万人分となり、政府目標の50万人を達成した。 現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017(平成29)年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、2018～2020(平成30～令和2)年度末までの3年間で約29.7万人分の保育の受け皿が拡大できる見込み。
(4)	今後の方向性、検討課題等		待機児童を解消するとともに、女性の就業率8割に対応できるよう、「子育て安心プラン」に基づき、2020年(令和2)度末までに32万人分の保育の受け皿を確保することとしている。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		＜成果目標＞ 待機児童数 成果目標(期限)：解消をめざす(平成29年度末) ※「子育て安心プラン」(平成29年6月)により、「遅くとも平成32年度末までに解消」とされている。 最新値：待機児童数 16,772人(平成31年4月1日)
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		① 子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なものを含めた保育の需要を把握し、それに対応した必要な保育の受入れ枠を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・ 子ども・子育て関連3法(※)(平成24年8月成立)に基づく子ども・子育て支援新制度を着実に推進し、小規模保育や家庭的保育等への新たな給付や、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を着実に図る。 ※ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号) ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。
(2)	主な施策の取組状況		・地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業等については、平成27年度に子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)が施行され、従来は予算補助として実施していたものを、法律補助とした。 ・放課後児童クラブについては、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するため、平成26年に「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成31年度までに約30万人分の受け皿の整備を行うこととした。
(3)	取組結果に対する評価		・いずれの事業においても、実施主体である市町村が地域のニーズを適切に把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく取組みを着実に遂行していると考ええる。 ・放課後児童クラブについては、平成30年度までに約30万人分の受け皿の整備を行い、目標は達成した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・子ども・子育て支援新制度では、地域のニーズに応じた多様な保育等の充実を図ることとしており、これらの事業については、市町村が実施主体となり、令和2年度から5か年の第2次事業計画を策定して、計画的に整備を進めていく予定。 ・放課後児童クラブについては、平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、受け皿整備を行い、令和3年度末までに待機児童の解消を目指す。また、女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれることを踏まえ、令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		○成果目標 ・放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数 17,279人(平成30年5月) ・地域子育て支援拠点事業 7,431か所(平成30年度) ○参考指標 ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施市区町村数 895市区町村(平成30年度交付決定ベース)
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、男女が安心して子育てができる環境を整備する。
(2)	主な施策の取組状況		消費者庁では、「不慮の事故」が子供の死因の上位を占めている現状を踏まえ、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進し、子供の事故防止に取り組んでいる。具体的には、保護者等に向けた注意喚起を行うとともに、事故予防の注意点などを「子ども安全メールfrom消費者庁」や「消費者庁 子どもを事故から守る！公式ツイッター」で発信している。そのほか、各地の子供関連イベントに積極的に参加するなど、子供の不慮の事故予防に関する啓発活動を行う他、保護者の意識調査を実施。
(3)	取組結果に対する評価		子供の事故防止に関する日常の意識、行動について、父親は母親に比べて事故防止に関する意識や知見が十分ではない傾向等、性別による意識の違いを調査から明らかにした。
(4)	今後の方向性、検討課題等		子供の事故情報の分析及び保護者意識の実態調査の結果を踏まえて、母親のみならず父親の意識・関心を高めるべく、啓発活動等の取組を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—

(6)	参考データ、関連 政策評価等	-
-----	-------------------	---

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクトなまちづくり(コンパクトシティ)の形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化等を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号)や「交通政策基本計画」(平成27年2月閣議決定)等に基づき、関係省庁が、住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関及び道路交通環境の整備を推進している。 ・このほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を進めるため、平成30(2018)年5月にバリアフリー法の一部が改正を行った。 ・住宅団地については、職住近接で子育てのしやすい環境の確保に向け、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新及び住宅団地の再生等を図るため、地方公共団体における住宅や公共施設の整備等を総合的に行う取組を支援している。また、大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、居住機能の集約化とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取り組みを支援している。
(3)	取組結果に対する評価		・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」や「交通政策基本計画」等に基づき、住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関及び道路交通環境の整備を進め、バリアフリー化を推進している。 ・住宅団地については、事業を実施している地区において、良質な住宅の供給と併せて、公共施設の整備、道路・公園等の公共施設の整備が図られている。また、公的賃貸住宅団地の建替えや改修と併せて子育て支援施設等を導入する取組への支援を行うことで、子育て世帯等が安心して暮らすことができる環境の実現が図られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」や「交通政策基本計画」等に基づき、バリアフリー化の更なる推進を図る。また、市町村が作成する移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、移動円滑化促進地区及び重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する。 ・さらに、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)を図りながら住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関、道路交通環境の整備を推進する。また、新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路の指定を拡大し、全国の主要鉄道駅周辺等の道路のバリアフリー化を推進する。 ・住宅団地については、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接する子育てのしやすい環境の確保、子育て世帯の生活支援施設等の整備について、地方公共団体における取組に対して引き続き支援していく。また、大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、居住機能の集約化とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取り組みに対して引き続き支援していく。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	・高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合：24.3%（平成30年度）
(6)	参考データ、関連 政策評価等	・関連する成果目標及び参考指標なし

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクトなまちづくり(コンパクトシティ)の形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化等を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・立地適正化計画に取り組む市町村に対するコンサルティングを行うほか、関係省庁で構成した「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じて、支援施策の充実やモデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化を図るなど、市町村の取組を省庁横断的に支援。
(3)	取組結果に対する評価		・令和元年7月31日時点で、477都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っており、このうち、272都市が計画を作成・公表。
(4)	今後の方向性、検討課題等		上記の取組を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。
(2)	主な施策の取組状況		介護人材の確保については、就業促進、職場環境の改善による離職の防止、人材育成への支援なども含めて、人材の確保・育成に総合的に取り組んでいる。
(3)	取組結果に対する評価		上記の取組により、介護人材は着実に増加している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後、具体的には、各都道府県に設置している地域医療介護総合確保基金を活用して、介護分野へのアクティブシニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、国による介護の仕事の魅力発信による普及啓発などに一層取り組む。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。
(2)	主な施策の取組状況		介護労働者の雇用管理改善を促進する「介護雇用管理改善等計画」(平成27年厚生労働省告示第267号)に基づき、介護労働者の身体的負担の軽減に資する介護福祉機器を導入した事業主や、賃金制度の整備等を行った事業主への助成、介護労働安定センターによる雇用管理改善のための相談援助を行っている。また、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習に加え、先進的な取組を行う事業所の雇用管理改善の好事例把握やコンサルティング等を行う事業を実施。
(3)	取組結果に対する評価		上記の取組により、第4次計画策定時に16.5%(平成26年度)であった「訪問介護員と介護職員の離職率(合計)」は、平成30年度には15.4%と低下しており、介護事業所における雇用管理改善の取組が進んでいるものと考えられる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後も介護分野における人材不足は顕著であることが予想されることから、引き続き、「介護雇用管理改善等計画」に基づき、魅力ある職場づくりを目指し介護労働者の雇用管理の改善を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> 訪問介護員と介護職員の離職率(合計) 15.4%(平成30年度) (出典)(公財)介護労働安定センター「介護労働実態調査」
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤在宅医療・介護連携の推進や、 <u>認知症施策の充実等</u> により、「 <u>地域包括ケアシステム</u> 」の実現等による家族の介護負担の軽減を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・認知症施策の充実のため、平成27年1月27日、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を関係府省庁と共同で策定し、平成29年7月5日、数値目標の更新や施策を効果的に実行するための改訂を行った。また、平成30年12月には、政府全体で認知症施策を更に強力に推進するため、「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月、「認知症施策推進大綱」(以下「大綱」という。)がとりまとめられた。 ・第7期介護保険事業(支援)計画を策定し、計画の下で自立支援、介護予防等の取組を推進。
(3)	取組結果に対する評価		・新オレンジプランのなかで、施策の柱の1つとして、「認知症の人の介護者への支援」を設け、認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置を推進した。平成29年7月の新オレンジプランの改訂において、認知症カフェの設置などの15項目について、令和2(2020)年度末の目標を設定し、その目標に向けて着実に事業が進められている。 ・大綱においても、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」を施策の柱の1つとして設けており、これまでの新オレンジプランからさらに施策の充実が図られている。 ・平成29年度「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援に向けた保険者機能の強化等の取組を推進。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・大綱に基づき、施策を着実に推進させる。 ・地域包括ケアシステム構築のために重点的に取り組むこと等を盛り込んで、介護保険事業(支援)計画を策定し、当該計画の下で施策を推進。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		・認知症カフェの実施市町村数 1,412市町村(平成31年3月末時点) ・認知症施策について、厚生労働省評価官室で、平成30年度の実績評価(第三者評価)を受けている。

実績評価書

(厚生労働省30(X I－1－3))

施策目標名	総合的な認知症施策を推進すること(施策目標ⅩⅠ-1-3) 基本目標ⅩⅠ：高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること								
施策の概要	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、平成27年1月に関係省庁と共同で策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて(新オレンジプラン)」(平成29年7月改定)に基づき、認知症施策を推進している。								
施策実現のための背景・課題	1	我が国の認知症高齢者数は、平成24年で462万人と推計されており、2025(令和7)年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれている。今や誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを普及・啓発を通じて社会全体として確認していくことが必要である。							
	2	本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるようにする。認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、そのときの容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを構築することが重要である。							
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由			
	目標1	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進・認知症の人や介護者への支援					社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症の人の視点に立って、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図るとともに、認知症の人やその家族が集う取組を普及させる必要があるため。		
	(課題1)								
	目標2	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供					本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするため。		
(課題2)									
施策の予算額・執行額等	区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,773,329,954千円の内数	2,877,841,185千円の内数	2,979,449,692千円の内数	3,067,602,220千円の内数	3,183,046,302千円の内数		
		補正予算(b)	111,046,426千円の内数	10,045,826千円の内数	▲2,090,853千円の内数	▲2,410,499千円の内数			
		繰越し等(c)	▲21,447,199千円の内数	19,121,917千円の内数	17,362,769千円の内数				
		合計(a+b+c)	2,862,929,181千円の内数	2,907,008,928千円の内数	2,994,721,608千円の内数				
	執行額(千円、d)		2,830,957,887千円の内数	2,844,715,479千円の内数	2,896,788,862千円の内数				
	執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-				
関連税制	—								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	第百八十九回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説			平成27年2月12日		認知症対策を推進します。早期の診断と対応に加え、認知症の皆さんが、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、環境を整えてまいります。			

達成目標1について		認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進・認知症の人や介護者への支援								
測定指標	指標1 認知症サポーター数 (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の方々を理解し、温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行っており、その人数を指標として選定した。認知症サポーターの養成については、認知症施策推進総合戦略において、令和2年度末までに1200万人を育成するという目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○
		611万人	611万人	750万人	883万人	1,015万人	1,144万人	1,200万人		
	年度ごとの目標値		-	前年度 (611万人)以上	前年度 (750万人)以上	前年度 (883万人)以上	前年度(1,015万人)以上			
	指標2 認知症カフェ設置市町村数 (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がる。家族など介護者の精神的身体的な負担を軽減するため、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置の推進を指標として選定した。認知症カフェについては、認知症施策推進総合戦略において、令和2年度末までにすべての市町村で設置(1,741市町村)するという目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	(○)
		-	280市町村	722市町村	1,029市町村	1,265市町村	集計中	1,741市町村		
	年度ごとの目標値		025	前年度(280市町村)以上	前年度(722市町村)以上	前年度(1,029市町村)以上	前年度(1,265市町村)以上			

達成目標2について		認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供									
測定指標	指標3 認知症サポート医養成研修、 かかりつけ医認知症対応力 向上研修、一般病院勤務の 医療従事者認知症対応力向 上研修、看護職員認知症対 応力向上研修の修了者数の 合計値(太枠内は研修毎の 修了者数(内数)) (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠であり、その役割を担う認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修、看護職員認知症対応力向上研修のそれぞれの修了者数を指標として選定した。これらの修了者数については、認知症施策推進総合戦略において、令和2年度末までに32.7万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○	
		-	6.4万人	9.2万人	15.7万人	19.8万人	23.5万人	32.7万人			
		年度ごとの目標値									
			-	前年度(6.4万人)以上	前年度(9.2万人)以上	前年度(15.7万人)以上	前年度(19.8万人)以上				
		認知症サポート医養成研修修了者数									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○	
		-	0.4万人	0.5万人	0.6万人	0.8万人	1.0万人	1.0万人			
		年度ごとの目標値									
			-	前年度(0.4万人)以上	前年度(0.5万人)以上	前年度(0.6万人)以上	前年度(0.8万人)以上				
		かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○		
	-	4.2万人	4.8万人	5.3万人	5.8万人	6.3万人	7.5万人				
	年度ごとの目標値										
		-	前年度(4.2万人)以上	前年度(4.8万人)以上	前年度(5.3万人)以上	前年度(5.8万人)以上					
	一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修修了者数										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○		
	-	1.8万人	3.9万人	9.4万人	12.2万人	14.7万人	22.0万人				
	年度ごとの目標値										
		-	前年度(1.8万人)以上	前年度(3.9万人)以上	前年度(9.4万人)以上	前年度(12.2万人)以上					
	看護職員認知症対応力向上研修修了者数										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○		
	-	-	-	0.4万人	1.0万人	1.5万人	2.2万人				
	年度ごとの目標値										
		-	-	-	前年度(0.4万人)以上	前年度(1.0万人)以上					
指標4 認知症介護実践者研修、認 知症介護実践リーダー研修、 認知症介護指導者養成研修 の修了者数の合計値(太枠 内は研修毎の修了者数(内 数)) (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠である。認知症の人の介護にあたっては、認知症のことをよく理解し、本人主体の介護を行うことで、できる限り認知症の進行の緩徐化させ、行動・心理症状を予防できるような形でサービスを提供することが求められる。このような良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保するため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修のそれぞれの修了者数を指標として算定した。この修了者数については、認知症施策推進総合戦略において、令和2年度末までにそれぞれ35.28万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○		
	-	23.09万人	25.91万人	28.42万人	30.83万人	32.95万人	35.28万人				
	年度ごとの目標値										
		-	前年度(23.09万人)以上	前年度(25.91万人)以上	前年度(28.42万人)以上	前年度(30.83万人)以上					
	認知症介護実践者研修										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○		
	-	19.7万人	22.2万人	24.4万人	26.5万人	28.3万人	30.0万人				
	年度ごとの目標値										
		-	前年度(19.7万人)以上	前年度(22.2万人)以上	前年度(24.4万人)以上	前年度(26.5万人)以上					
	認知症介護実践リーダー研修										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○			
-	3.2万人	3.5万人	3.8万人	4.1万人	4.4万人	5.0万人					
年度ごとの目標値											
	-	前年度(3.2万人)以上	前年度(3.5万人)以上	前年度(3.8万人)以上	前年度(4.1万人)以上						

認知症介護指導者養成研修									
基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○	
-	1.9千人	2.1千人	2.2千人	2.3千人	2.5千人	2.8千人			
年度ごとの目標値									
	-	前年度(1.9千人)以上	前年度(2.1千人)以上	前年度(2.2千人)以上	前年度(2.3千人)以上				

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②【目標達成】
	総合判定	(判定結果)A【目標達成】 (判定理由) 測定指標1、3、4については、目標値を達成している。 測定指標2については、平成30年度の実績値は集計中であるが、直近3ヶ年度の実績値は当該年度の目標値を上回っていることから、目標を達成しているとみなすことができると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 測定指標1については、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を増やすべく、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を行った結果、認知症に関する正しい知識を持った認知症サポーターが増加したことから、当該施策は有効に機能していると評価できる。 測定指標2については、認知症の人やその家族等介護者への支援として、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェが年々増加していることから、施策は有効に機能していると評価できる。 測定指標3、4については、認知症の人が持つ力を最大限に活かしながら、地域社会の中でなじみの暮らしや関係が継続できるように支援していくことが本人主体の医療・介護等の原則であることを、認知症の医療・介護に関わるすべての者が改めて共有するため、医療・介護現場における認知症への対応力向上研修を受講している医療・介護従事者が年々増加しており、施策は有効に機能していると評価できる。 以上を踏まえ、これらの取組は、新オレンジプランに基づき着実に進展していると評価できる。 (効率性の評価) 測定指標1については、年間3千万円弱の予算額(平成30年度:約2千8百万円)に対し、毎年度100万人以上の認知症サポーターが養成されており、効率的な取組が行われていると評価できる。 測定指標2については、地域支援事業(平成30年度:217億円)の予算の内数で、事業メニューの一つとして実施しているところであるが、年度毎の目標値も大幅に達成できており、効率的に取り組めていると評価できる。 測定指標3・4については、地域医療介護総合確保基金(平成30年度:約60億円)等の予算の内数において、認知症サポート医等の養成数や認知症介護実践者研修修了者数等は年度毎の目標値を確実に達成しており、効率的な取組が行われていると評価できる。

		(現状分析) 測定指標1については、認知症サポーターの数の量的な拡充に加え、今後は認知症の人と接することが多い業種(金融、交通等)におけるサポーター養成数の増加や、認知症サポーターによる支援チームが具体的支援を行う仕組み(チームオレンジ)にむけた活動の拡充に取り組んでいく。 測定指標2については、令和2年度の目標の達成にむけて毎年設置数は増加しているが、各市町村の実情に応じ、地域の身近な場に認知症カフェが設置されるよう、自治体内での複数箇所の設置など、支援の場として認知症カフェの取組が広まるよう、一層の推進を行っていく。 測定指標3、4については、認知症の人に対し適切な医療・介護サービスが提供されるよう、引き続き医療・介護従事者の認知症への対応力向上研修の受講の推進に取り組んでいく。
		(施策及び測定指標の見直しについて) いずれの測定指標においても目標達成が見込まれ、当該目標の達成にあたって施策の効果があらわれていると考えられる。今後は、令和元年から新たな事業として推進する、認知症サポーターによる具体的支援を行う仕組み(チームオレンジ)の活動など、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて更に取り組んでいき、令和2年度末までの目標達成に向けて施策を推進していく。 また、本年6月には「共生」と「予防」を車の両輪とした「認知症施策推進大綱」が「認知症施策推進関係閣僚会議」にて決定された。今後は本大綱に沿った目標に向けて、認知症施策の更なる推進を図っていく。
		(予算要求について) 認知症施策推進大綱に基づき、共生と予防を両輪とする総合的な取組を推進するため、引き続き必要な予算を要求する。
	次期目標等への反映の方向性	(税制改正要望について) —
		(機構・定員について) —

学識経験を有する者の知見の活用	第8回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和元年7月19日開催)で議論いただいたところ、①今後はアウトカムを示す指標を設定すべきとのご意見があった。具体的には、チームオレンジが有効に機能しているかどうかを把握するアウトカム指標、認知症サポーターの増加によって、見守りや声かけ等の場面も含め地域がどのように変わったのか、更には、認知症サポーターのみならず、認知症の人やその家族を地域で支援する地域づくりの状況を把握するアウトカム指標を設定すべきとのご意見があった。また、②指標4については、新オレンジプランにおける目標設定と同様に、研修階層別に分けて表記すべき、③指標3・4に関連して、研修の受講結果として医療・介護の連携がどのように進んだのかを示す指標が必要であるとのご意見があった。 ①については、チームオレンジの取組により、認知症サポーターの活動状況がどのように変化したか、また地域での支援がどのように変化したかを把握する必要はあるが、その具体的な方法については、今後検討していく。 ②については、指標3とあわせて、内数についても分けて表記することとした。 ③については、研修受講により医療・介護の連携がどの程度進展したかを把握する必要はあるが、その具体的な方法については、今後検討していく。
------------------------	---

参考・関連資料等	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(概要)・本文付き URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nop_1.html
-----------------	--

担当部局名	老健局総務課認知症施策推進室	作成責任者名	室長 岡野 智晃	政策評価実施時期	令和元年8月
--------------	-----------------------	---------------	-----------------	-----------------	---------------

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑥ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年5月15日法律第76号)について、労働政策審議会での検討を踏まえ、必要な見直しを行い、男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備のために所要の措置を講ずる。 ⑦ 改正次世代育成支援対策推進法について周知・啓発を積極的に行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		仕事と育児・介護の両立を促進するため、介護休業の分割取得、介護休暇の半日取得や、保育所に入れない等の場合に最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できること等を内容とする育児・介護休業法の改正を行った。 次世代育成支援対策推進法並びにそれに基づく認定及び特例認定の各制度の周知や、「女性の活躍・両立支援総合サイト」における、仕事と子育ての両立に向けた企業の自主的な取組の参考となる指標や好事例等の周知を行い、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進した。
(3)	取組結果に対する評価		男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備に向けて、育児・介護休業法の改正を行った。 次世代育成支援対策推進法並びにそれに基づく認定及び特例認定の各制度の周知を行い、認定及び特例認定の取得を促進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備に向けて、中長期的な視点に立って検討する。 また、引き続き、次世代育成支援対策推進法の周知を行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		くるみん認定企業数3,153社、うちプラチナくるみん認定企業数303社(令和元年6月末時点)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑧自営業等の女性が安心して妊娠・出産できるよう、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料負担免除に向けた制度の見直しを行う。
(2)	主な施策の取組状況		平成31年4月から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障するよう制度を見直した。(平成31年4月施行)
(3)	取組結果に対する評価		今回の措置によって、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料が免除の対象となり、年金の保障機能を強化するものであると同時に、次世代育成支援にも資する重要な施策と評価できる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		—
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	2	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		① 学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動を行う。 ② 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。
(2)	主な施策の取組状況		・男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布するとともに、ホームページやメールマガジン、Facebook等や政府広報を活用して、幅広い広報を展開した。
(3)	取組結果に対する評価		・広報誌「共同参画」等各種媒体を効果的に活用して、関連法令・条約や各種情報を提供することで周知を図ることができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・男女共同参画関連情報等について、ホームページ、SNS(ブログ、フェイスブック)、広報誌、新聞等を活用して発信力のあるインフルエンサーなどを活用したインタビューや先進的事例等を掲載するなど広報・啓発活動を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	2	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		① 学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動を行う。 ② 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。 ③ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。 また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。 ④ 英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努める。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」、インターネット人権相談受付窓口等を設置し、相談内容に応じた助言のほか、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化を図っている。 また、10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置している。 啓発活動については、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、女性の人権をはじめとする各種人権課題について、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		法務省の人権擁護機関では、法務局等において人権相談に応じ、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じた。 平成31年4月から「外国語人権相談ダイヤル」「外国人のための人権相談所」の対応言語を6言語から10言語に拡大するなど相談体制の充実を図った。 啓発活動については、(2)に記載した各種人権啓発活動を着実に実施しているものの、女性に関する様々な人権問題が解消されたとは言い難く、引き続き、継続した取組を実施していく必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、法務局等における人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」、インターネット人権相談受付窓口等において、人権相談に応じ、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化を図っていく。また、10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」、2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」において、外国人の人権問題に関する相談に応じていくとともに、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数：10,343件(平成30年) ・女性の人権ホットライン相談件数：19,151件(平成30年)

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	2	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		① 学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・公民館等の社会教育施設において、各地方公共団体の判断により、人権教育に関する講座を実施している。また、社会教育の中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や現職の社会教育主事等を対象にした研修等において人権問題等の現代的課題を取り上げ、地域の実情に応じた人権教育が推進されるよう促した。 ・学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、人権尊重や男女の平等等について指導することとしている。また、指導方法の改善を図るため推進地域や指定校の指定による人権教育に関する実践的な研究を行うとともに、その実践・成果等を踏まえ、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行い、その成果の普及を図っている。また各都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当者の集まる会議を開催し、人権教育に関する国内外の動向や関係法律の周知を行うこと等により、人権教育の推進を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		・各地方公共団体及び各教育委員会並びに学校等における人権教育の充実に資するものであったと考えられる。 ・全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の徹底を図ってきたところであり、各学校では学習指導要領に基づき男女共同参画に関する指導が行われてきたものとする。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・今後も様々な機会を通じて、人権尊重の精神の重要性について周知を行うなどし、人権教育の充実を図っていく。 ・引き続き、学校教育において男女共同参画に関する指導が行われるよう、関係する教科等の学習指導要領の趣旨の徹底を図る。また推進地域や指定校の指定による人権教育に関する実践的な研究及びその成果を踏まえた学校における人権教育の在り方等についての調査研究を行うとともに、各都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当者の集まる会議の開催等により、学校における人権教育の充実を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	2	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。
(2)	主な施策の取組状況		2017年から毎年1回、国連人権条約体対日理解促進プログラムの枠組みで女子差別撤廃委員会委員2～3名を招へいし、女性分野における国際的課題に関する国民の理解を深めるため、大学等で講演会を行っている。また、女子差別撤廃条約、報告、最終見解等を外務省ウェブサイトに掲載し、広報に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		講演会の開催や女子差別撤廃条約本文のウェブサイトへの掲載を行うことで、国内での関心が喚起され、理解が深まることに貢献している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論と日本における男女共同参画社会の実現に向けた取組が連動していることに関する一般国民の理解を浸透させるため、今後も広報活動に力を入れる。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	2	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・全国の男女共同参画に係る苦情の処理についてコーディネートのできる者(例えば、行政相談委員・人権擁護委員のうち男女共同参画に関する苦情の処理を自ら行うとともに、当該分野について担当地域を超えて広くリーダー的役割を担う者)を対象に苦情処理研修会を年1回5月に開催している。 ・前年度実績等及び当該年4月1日現在の体制等についての調査結果を重点方針専門調査会へ年1回10月に報告している。 ・苦情処理に当たる国・地方公共団体の職員や行政相談委員、人権擁護委員等の実務上の参考に資するため、「苦情処理ガイドブック」を年1回作成・配布している。
(3)	取組結果に対する評価		地方公共団体等で処理を行った苦情内容等の情報の定期的な把握及び苦情処理研修会の実施により、男女共同参画に関する情報の共有化及び意識啓発が図られ、本問題解決について円滑化が促進される。また、「苦情処理ガイドブック」の作成・配布によって本問題への効果的な取組が図られる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き取組を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	2	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		③政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。 また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。
(2)	主な施策の取組状況		民生委員・児童委員の研修については毎年、都道府県、指定都市、中核市及び民生委員・児童委員の集合体である民生委員児童委員協議会において、人権問題に対する正しい認識と理解を深めるための研修を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		民生委員・児童委員に対する研修については民生委員法上、各都道府県・指定都市・中核市が主体となって行うこととされているが、これらに係る経費については、厚生労働省としても、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により補助を行うなどを通じて支援しているところ。 平成30年度においては、87の都道府県等が補助金を活用して民生委員・児童委員に対する研修を実施しているところであり、民生委員・児童委員が人権に関する内容を含め、地域住民の抱える様々な課題に的確に対応できるよう、引き続きその資質向上に努めていく必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		民生委員・児童委員が人権に関する内容を含め、地域住民の抱える様々な課題に的確に対応できるよう、その資質向上を図るため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金等を通じて、各都道府県等における演習の実施を促していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	2	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。
(2)	主な施策の取組状況		1 男女共同参画担当委員に指名した行政相談委員(注)を内閣府主催の①及び②の研修等に参加させた。 (注)男女共同参画担当委員とは、男女共同参画に関する施策についての苦情の処理に関し中心的な役割を果たす者として、行政評価局長が行政相談委員の中から指名。 ① 男女共同参画に関する基礎研修及び苦情処理研修 (H28年度参加委員:16人、H29:16人、H30:15人、R1:16人)。 ② 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 (H28年度参加委員:50人、H29:56人、H30:46人、R1:42人) 2 管区行政評価局(支局)・行政評価事務所・行政監視行政相談センターにおいては、上記研修に参加した男女共同参画担当委員の協力を得て、研修や会議の場を通じ、行政相談委員に対し、上記1の内容を周知し、男女共同参画に関する施策等の理解を深めた。 3 総務省では、管区局所等及び行政相談委員が受付・処理した男女共同参画に関する相談の処理状況等を毎年度把握している。 (H28年度行政相談委員が受付・処理した件数:115件、H29:98件、H30:130件) (H28年度管区局所等が受付・処理した件数:210件、H29:125件、H30:216件)
(3)	取組結果に対する評価		1 男女共同参画担当委員に指名した行政相談委員においては、「男女共同参画に関する基礎研修及び苦情処理研修」及び「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」への参加により、男女共同参画に関する施策への理解が深まるとともに、男女共同参画に関する相談技能の向上に役立っている。 2 男女共同参画担当委員が理解した男女共同参画に関する施策や苦情処理の方法に関する知識については、行政相談委員に対する研修や会議を通じて、全国の行政相談委員において広く情報共有できている。 この取組により、全国の行政相談委員においては、男女共同参画に関する相談に対し、適切に対応できることとなっている。

(4)	今後の方向性、検討課題等	1 男女共同参画担当委員に指名する行政相談委員については、「男女共同参画に関する基礎研修及び苦情処理研修」及び「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」に引き続き参加させ、男女共同参画担当委員としての能力の向上を図っていく。 2 男女共同参画担当委員から得られる、男女共同参画に関する施策や苦情処理方法に関する情報については、引き続き、管区行政評価局等における行政相談委員に対する研修や会議の場を通じて、全国の行政相談委員に対し、情報提供する。 これにより、全国の行政相談委員における男女共同参画に関する施策への理解を深めていくとともに、男女共同参画に関する相談に役立ていくこととする。 3. また、今後は、男女共同参画に関する苦情処理事案について、その苦情の傾向や解決方法等を分析・とりまとめ、行政相談委員を対象とした研修会や会議の場において具体的なケーススタディ、検討課題等に取上げるなどの実践的な取組も検討していきたい。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	②施策	2	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。
(2)	主な施策の取組状況		新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対し、警察学校において、女子差別撤廃条約を含む女性の人権尊重に関する教育を実施しているほか、職場における研修等の機会を捉え、人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		研修には様々な立場の職員が参加しており、関連する法令・条約等に関する理解が広がっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、関連する法令・条約等の理解の促進に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—